

地域包括支援センターにおける 職員配置の柔軟化（常勤換算方法）の 実施方針について

職員配置の柔軟化（常勤換算方法）

令和6年4月1日 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行

令和7年4月1日 枚方市包括的支援事業に関する基準を定める条例施行規則の一部改正

＜改正省令の一部抜粋＞

現行の当該職員の員数について、第1号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

常勤換算方法とは・・・

非常勤職員の勤務延時間数を、当該センターの常勤職員が勤務すべき時間数で除すことにより、非常勤職員の員数を常勤職員の員数に換算し、欠員となっている常勤職員を複数の非常勤職員で補うもの。

職員配置の柔軟化（常勤換算方法）の運用（案）

＜改正省令の一部抜粋＞（再掲）

現行の当該職員の員数について、第1号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

	運用可否の判断	想定されること
原則の考え方	都度、審議会に諮った上、審議会の判断により決定	審議会の開催時期によって運用可否の判断に時間を要し、専門職員の欠員の期間が長期化する
（案）	予め審議会にて承認を得た実施条件への適合の有無を市が確認する	審議会の開催時期に左右されず実施条件(※)を市が確認することにより、早期の専門職員の配置が期待できる

(※) 実施条件については次のスライドでご説明します。

職員配置の柔軟化（常勤換算方法）の実施条件

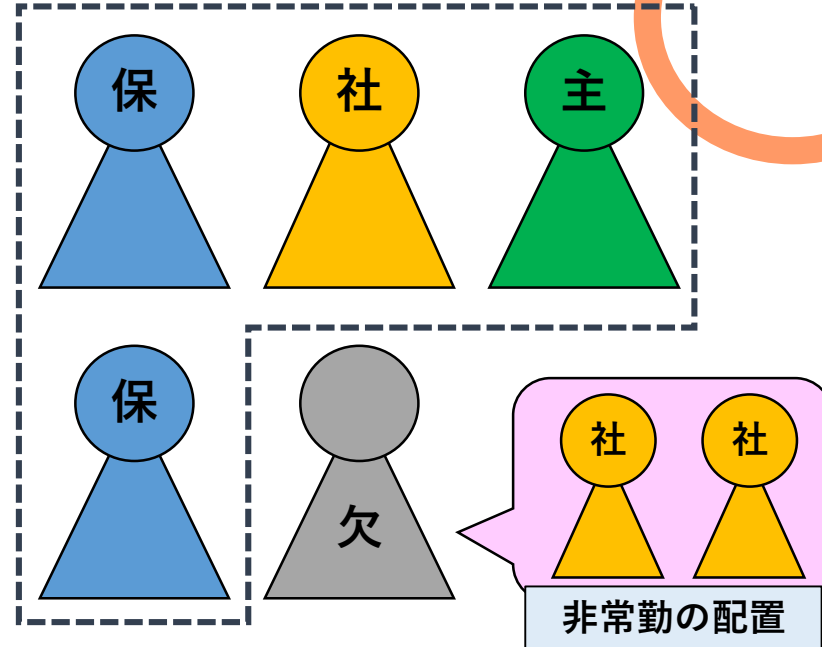
- ✓ 常勤職員を配置することが著しく困難であること
※ 公共職業安定所等にて2か月は求人を行うこと
- ✓ 配置される職員の過半数は常勤職員であること
- ✓ 配置される1人目の3職種すべてが常勤職員であること
- ✓ 常勤職員1名分を職員配置の柔軟化（常勤換算方法）により配置する場合、
配置する非常勤職員は3名以内とし、職種は問わないが非常勤職員の職種は同一とすること
- ✓ 常勤換算数が1.0 以上であること
- ✓ 常勤換算方法による配置は当該年度を限度とすること
※ 次年度も継続する場合、市が実施条件への適合について再度確認を行うものとする

【配置するに当たっての条件(抜粋)】

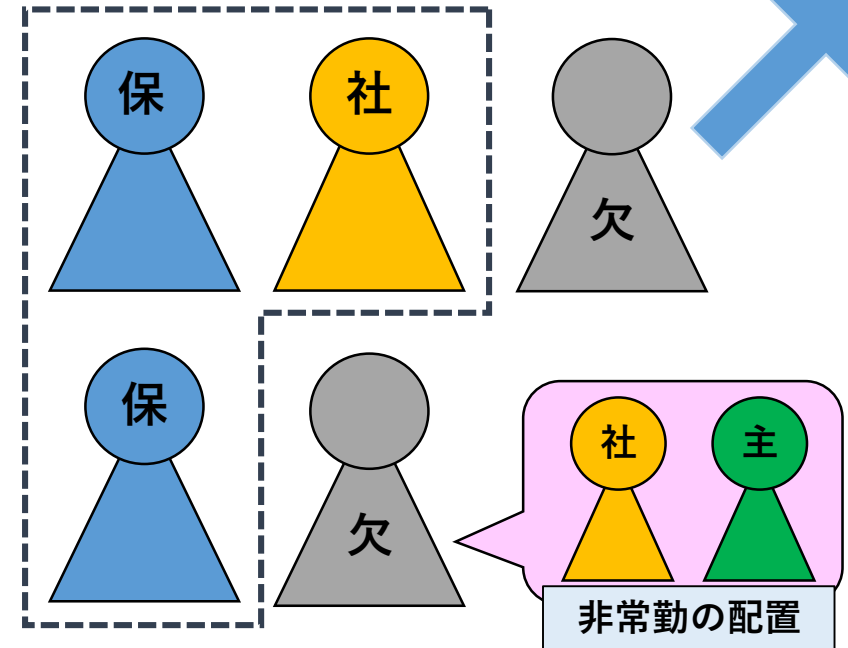
- ① 配置される職員の過半数は常勤職員であること
- ② 配置される1人目の3職種は常勤職員であること
- ③ 職員配置の柔軟化(常勤換算方法)により配置される職員の職種は同一であること

< 5人の3職種を配置するセンター >

枠内の職員が常勤



枠内の職員が常勤



②を満たしていない

➡1人目の主任ケアマネは常勤が配置されている必要がある

③を満たしていない

➡非常勤の職種は同一である必要がある

職員配置の柔軟化(常勤換算方法)の運用スケジュール

令和7年8月8日 審議会にて職員配置の柔軟化(常勤換算方法)に係る審議

令和7年9月～11月 仕様書の変更のうえ、センター運営法人へ通知

令和7年12月 職員配置の柔軟化(常勤換算方法)の運用開始

※ 職員配置の柔軟化(常勤換算方法)の運用(案)の承認を得た場合のスケジュールです。